

新	旧
<p style="text-align: center;">私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定による私立専修学校の設置、課程の設置及び目的の変更の認可並びに同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立各種学校の設置及び収容定員変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 私立専修学校の課程の設置若しくは目的の変更又は私立各種学校の収容定員変更（以下「課程の設置等」という。）を認可する場合 課程の設置等に係る認可の審査については、第1（<u>10</u>を除く。）を準用すること。</p> <p>第3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p>2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は課程の設置等の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この基準は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定による私立専修学校の設置、課程の設置及び目的の変更の認可並びに同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による私立各種学校の設置及び収容定員変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 私立専修学校の課程の設置若しくは目的の変更又は私立各種学校の収容定員変更（以下「課程の設置等」という。）を認可する場合 課程の設置等に係る認可の審査については、第1（<u>9</u>を除く。）を準用すること。</p> <p>第3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p>2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は課程の設置等の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成29年3月28日から施行する。</p> <hr/>